

令和5年度(2023年度)



家庭教育学級の手引

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校

つくば市教育局生涯学習推進課

目 次

1	はじめに	2
2	家庭教育学級の1年の流れ	3
3	年間学習計画の立案	4
	(1) 家庭教育学級の役職を決める	
	(2) 学びのテーマを決める	
	(3) 学習計画の立案	
	(4) 講座の開催形態を決める	
	(5) つくば市による家庭教育学級への助成	
4	家庭教育学級の運営	8
	(1) 設立確認書の作成・提出	
	(2) 設立報告書の作成・提出	
	(3) 講座の実施	
	(4) 実施報告書の作成・提出	
	(5) 閉級報告書の作成・提出	
	(6) 書類等の提出期限	
5	多様な人々のために	11
6	その他	11

1 はじめに

「家庭教育」は、すべての教育の出発点です。家庭教育は、子どもの健全な身体と人格の発達のために、親またはそれに準ずる大人が、子どもに対して家庭で行う教育を言います。

「家庭教育学級」は、家庭教育を行う保護者自身が、家庭教育について理解を深める学びの場の一つとして実施されるものです。

家庭教育学級では、親などが自ら企画し、一定期間にわたって計画的・継続的に家庭教育に関する学習を行います。子育ての悩みや、不安などを参加者とともに意見を交わしたり、知識を得たりしながら、家庭教育のあり方を学び、親として自らを振り返る大切な時間となります。

つくば市では、すべての市立幼稚園、小中学校、義務教育学校において、家庭教育学級が開催されています。

つくば市社会教育指導員は、自主的に活動する各家庭教育学級に対して、充実した学びとなるよう、学級生の皆様に寄り添いながら学級運営のお手伝いをしております。

2 家庭教育学級の1年の流れ

家庭教育学級は、次の①から⑦のスケジュールで行われます。※資料1

① 事前準備

家庭教育学級開催に向けて、生涯学習推進課主催の家庭教育学級合同説明会へ参加

② 年間学習計画の立案

③ 設立確認書の作成・提出 ※紙で提出

④ 設立報告書の作成・提出 ※「いばらき電子申請・届出サービス」に入力

⑤ 講座の実施

⑥ 実施報告書の作成・提出 ※「いばらき電子申請・届出サービス」に入力

⑦ 閉級報告書の作成・提出 ※「いばらき電子申請・届出サービス」に入力

3 年間学習計画の立案

(1) 家庭教育学級の役職を決める

家庭教育学級に参加する学級生の中から、学級運営の中心となる役員を選出します。役員の中から、役職を決めておくこと今後の学級運営を円滑に進められます。

役職は参考例です。各学級の実施形態に合わせて役割を決めていきましょう。

[参考例]

役 職	役 割	役 職	役 割
学級長	学級運営の代表	会計	学級に関わる会計
副学級長	学級長の補佐	書記	各種書類の作成及び記録

(2) 学びのテーマを決める

家庭教育学級での学びのテーマを決めます。家庭教育学級は、子どもたちへの家庭教育に資する学びを行うために実施されます。家庭教育学級で学んだことを子どもたちの健全な育成に役立つような視点を持っておくといいでしょう。

(3) 学習計画の立案

学びのテーマに沿って、学習のねらいを明確にして講座を決めていきます。

学習計画を立案する際は、幼稚園・学校の先生と十分に相談をして決定しましょう。

つくば市では「学びの5つの柱」を設定しています。

学びの5つの柱
① 子どもの心身の理解とその発育
② メディア学習
③ 人権学習
④ 食育
⑤ 伝統文化の伝承



講座を決める際には、これらの柱をバランスよく取り入れましょう。

特に、②**メディア学習**、③**人権学習**、④**食育**に関しては、つくば市の教育において重点的学習課題となっています。この3つの柱から、必ず1つの講座を実施しましょう。

(4) 講座の開催形態を決める

家庭教育学級の講座は、対面型と動画視聴型の2つに区分できます。開催する講座の目的や学級生の要望などに応じて、どちらのタイプを選ぶか決めましょう。

【対面型講座】

(ア) 外部講師を招く場合

「学びの5つの柱」に沿った内容となるような外部講師を招いて講座開催する。

(イ) 幼稚園、学校の先生方を囲んでお話を伺う場合

園や学校での子どもたちの生活について、保護者と教員の双方で見守れるように、相互理解を深める場とする。

(ウ) 社会教育指導員を活用して意見交換の場をつくる場合

社会教育指導員をファシリテーター（進行役）とし、同年代の保護者が抱える不安や疑問をテーマとして取り上げ、相互間で話し合うことで改善・解決につながるよう、意見交換会を開催する。

(エ) 動画を利用した講座を開催する場合

子育ての学びにつながるような身近な動画や、生涯学習推進課で提供する動画等を視聴し、その内容について意見交換会を開催する。

【動画視聴型講座】

生涯学習推進課で作成した家庭教育用動画を視聴する場合は、役員が視聴希望の動画を選定し、生涯学習推進課へ申込みすることにより視聴できます。

視聴する動画作品については、社会教育指導員へ御相談ください。

(5) つくば市による家庭教育学級への助成

家庭教育学級の運営に当たり、つくば市から次のような助成を受けることができます。

(ア) 外部講師を依頼する場合

謝礼金…1 講座につき 9,200 円以内

この金額を超える場合は、社会教育指導員に御相談ください。

(イ) 保育ボランティアを利用する場合

保育ボランティアを利用する場合は、生涯学習推進課で登録している

保育ボランティアを利用することができます。事前に社会教育指導員へ御相談ください。

(ウ) 消耗品(文房具等)を購入する場合

消耗品費…年間計 2,750 円(税込)以内

購入希望の商品をリストにし、社会教育指導員に確認の上、幼稚園や学校の取扱店で購入してください。消耗品には、購入できないものもありますので、必ず社会教育指導員へ購入前に御相談ください。

請求書の宛名は「つくば市教育局生涯学習推進課」としてください。

購入後、その月末までに社会教育指導員へ請求書を提出してください。

コピー用紙は、つくば市で無料配布することができます。事前に必要な冊数を社会教育指導員に御連絡ください。つくば市役所 4 階生涯学習推進課でお渡しします。

4 家庭教育学級の運営

(1) 設立確認書の作成・提出

年間学習計画が立案できましたら、**設立確認書**(※資料2)に記入し、幼稚園・学校の家庭教育学級担当の先生に内容を確認してもらい、先生の押印後、生涯学習推進課へ**紙面**で提出します。対面講座で外部講師を招く場合は、**会場開催時の講師紹介**(※資料3)に、講師のプロフィール、講師選出理由等を記載し、設立確認書へ添付してください。課内でチェックを受けた後、設立報告書を作成します。

(2) 設立報告書の作成・提出

生涯学習推進課で承認後、設立確認書に基づき、**設立報告書**(※資料4)を「いばらき電子申請・届出サービス」で入力して送信します。その際、書類をPDFファイルで出力し、各学校、幼稚園の担当の先生へ提出します。

(3) 講座の実施

(ア) 対面型講座の場合

開催時期…学級生が参加しやすい、学校行事などの時期に合わせて行いましょう。

開催場所…学級生が集まりやすい、学校や交流センターなどに設定しましょう。

対面型講座の実施に当たり、不明な点や不安がある場合は、社会教育指導員まで御相談ください。

(イ) 動画視聴型講座の場合

生涯学習推進課から視聴できる動画の一覧を情報提供しますので、その中から視聴希望の動画を選択して社会教育指導員へ連絡してください。

社会教育指導員から視聴希望動画申込み用のQRコードを提供しますので、役員は学級生に、講座開催を案内するお手紙に視聴動画申込み用のQRコードを載せます。

学級生は、案内された視聴動画申込み用QRコードから視聴する動画ごとに「いばらき電子申請・届出サービス」で申込みをします。(申込みは個人で行います)

申込時のメールアドレスへ送信されるURLから動画を視聴することができます。

※動画を視聴するための環境が整っていない場合は、事前に社会教育指導員へ御相談ください。

※動画一覧、視聴申込期間、動画配信期間等の情報は、担当の社会教育指導員から提供されます。

(4) 実施報告書の作成・提出

講座終了後、**実施報告書**(※資料5)を「いばらき電子申請・届出サービス」で入力して送信します。その際、書類をPDFファイルで出力し、各学校、幼

稚園の担当の先生へ提出します。動画視聴型講座の場合は、**1本の動画ごとに実施報告書を作成します。**

(5) 閉級報告書の作成・提出

全ての講座が終了後、**閉級報告書**(※資料6)を「いばらき電子申請・届出サービス」で入力して送信します。その際、書類をPDFファイルで出力して各学校、幼稚園担当の先生へ提出します。

(6) 書類等の提出期限

【実施報告書】 講座実施後、速やかに

【消耗品請求書】 令和5年(2023年)12月15日(金)まで

【講師謝礼金】 令和6年(2024年)3月1日(金)まで

【閉級報告書】 令和6年(2024年)3月8日(金)まで

5 多様な人々のために

以下の場合、社会教育指導員へ御相談ください。

- 外国人の方が受講の際に通訳を必要とする場合
- 託児を依頼する場合
- 手話通訳を希望される場合

6 その他

「家庭教育学級の手引」及び家庭教育学級関連書類は、つくば市のホームページからダウンロードすることができます。必要に応じて御利用ください。